

令和 7 年 11 月 日

御中

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷奉文(いけやほうぶん)
※団体としての意見

令和8年度予算・税制等に関する要望

生物多様性の減少など、わが国の生物多様性・生態系は、現在深刻な状態にあります。このことは、私たちの生存基盤を根本からゆるがすものであり、現代世代、そして将来世代の生活にも、取り返しのつかない悪影響を及ぼすものです。

生物多様性・生態系、すなわち自然環境は、地域の文化、ひいては日本の文化の形成基盤、アイデンティティを構成するものです。

2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議において、新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。それを受け日本は 2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030 年までに生物多様性の損失を止め反転させること（ネイチャーポジティブ）、そして、陸域と海域の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること（30by30）を目標として掲げました。

社会・経済の土台である生物多様性・生態系を維持・回復し、日本を持続可能な国にしていくために、令和 8 年度の予算・税制等に関して、以下のことを要望させていただきます。

特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

 公益財団法人
日本生態系協会
東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
TEL:03-5951-0244 FAX:03-5951-2974

1. 関東地域のコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成等、全国各地の生態系ネットワーク形成の取組への支援

【国土交通省・農林水産省・環境省関係】

わが国は現在、様々な社会・経済上の問題に直面しています。生物多様性・生態系は、私たち人間の生存基盤であり、その基盤を確かなものにする「生態系ネットワーク形成の取組」は、多様な生態系サービスの提供を通じて、地方創生、防災・減災、それらを含むSDGsの多数の目標の達成等、地域における社会・経済上の諸課題に対する根本からの解決につながるものです。

現在、関東地域では「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立され、関東の28市町長により、生態系ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりが進められています。北海道の石狩川流域、北陸の越後平野、近畿の桂川流域、四国（四国圏、四万十川流域、那賀川流域、肱川流域等）、島根県・鳥取県の斐伊川流域等でも、同様の取組が始められ、進められています。

これまでの取組により、各地域で、自然環境の保全と両立して生産した農産物のブランド化、自然を活かしたエコツーリズムなど、社会・経済上の効果が出始め、大きな期待が寄せられています。

国、地元自治体、農家、企業、地元NPO等の多様な主体が連携し、各地で始められ、進められている生態系ネットワーク形成の取組の一層の推進のため、

- ①国土交通省関係では、治水とは別に、河川の自然環境の保全・再生に使える予算の国全体として十分な額の確保、
- ②農林水産省関係では、「みどりの食料システム戦略推進交付金」や「環境保全型農業直接支払交付金」等有機農業等促進のための予算の十分な確保、
- ③環境省関係では、「生物多様性保全推進交付金」の十分な額の確保、交付先決定のための審査基準の加点要素に「広域の生態系ネットワーク形成に資する活動であること」（国内希少種生息域外保全を除く）の追加をお願いいたします。



各地での取組状況の例

出典：国土交通省水管理・国土保全局河川環境課「川からはじまる川から広がる魅力ある地域づくり 河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」（2023年3月）

2. 普通交付税の基準財政需要額の算定における「生物多様性の保全」の位置付けの明確化(市町村分)及び必要な経費の十分な措置(市町村分、都道府県分)

【環境省・総務省関係】

日本は、南北に長く亜寒帯から亜熱帯までの広い気候帯を持ち、また、標高差も大きく、山や谷、川、海など多様な環境があります。確認されている生物種は約 9 万種で、まだ知られていないものも含めると 30 万種を越えると言われています。その生物種も、また、地域により遺伝子レベルで異なっていることが少なくありません。

このため、生物多様性の保全、具体的には「ネイチャーポジティブ」、「30by30 目標」の達成に向けては、全国各地の自治体、特に各市町村での取組が重要となります。

一方、自治体においては予算・人員が不足しており、全国各地の自治体に対するこの面での支援が必要です。生物多様性の保全の基本は、それに必要な土地を買上げ等により確保することです。このため特に、買上げ等を視野に入れた自治体における広域の自然環境調査、必要な土地確保に向けた支援が重要です。

こうした状況に関し、令和 6 年度、普通交付税の基準財政需要額の算定における環境行政経費について変更がなされました。

しかし、その内容は、市町村分、都道府県の両方において、包括算定経費の部分で「企画費」の一部として元々算定されていた環境保全対策費を企画費から独立させたという位置付けの変更等にすぎません。都道府県については、その中に「生物多様性保全の促進に関する経費」があることが「明示」されることとなり、また、令和 6 年度から 7 年度にかけて増額がなされましたが、標準団体（面積 6,500km²）当たり 8 百万円に過ぎません。市町村については、「生物多様性保全の促進に関する経費」が明示すらされていません。

全国各地の自治体におけるネイチャーポジティブの実現等に向けた支援として、普通交付税の基準財政需要額の算定において、

- ①市町村分について、包括算定経費の「面積」の「環境費」において、行政事務の内容として「生物多様性の保全の促進に要する経費」を明示し、かつ、十分な金額を措置すること、
- ②都道府県分について、包括算定経費の「面積」の「環境費」における「生物多様性の保全の促進に要する経費」の十分な金額を措置すること、
- ③上記を通じての生物多様性保全に必要な土地の買上げ等を視野に入れた自治体における必要な広域の自然環境調査、必要な土地確保に向けた支援をお願いいたします。

3. 「学校施設整備指針」における「学校・園庭ビオトープ」の位置付けの格上げ

【文部科学省・こども家庭庁・環境省関係】

自然共生社会の実現に向けては、自然環境教育が基盤となる施策として重要です。教育基本法は、「第2条（教育の目標）」において「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」（第4号）を掲げています。

一方、2022年実施された内閣府の「生物多様性に関する世論調査」では、調査方法の関係から単純比較はできないものの、「自然に対する関心」が、1991年の調査開始以来、過去最低の数字でした。自然に対する関心を喚起し、自然共生社会の実現に寄与する人材の育成に向けた取組を推進していく必要があります。

そのためには、全国の学校・園に「学校・園庭ビオトープ」を設けることが効果的であることが既に広く知られています。「学校・園庭ビオトープ」は、園児・児童・生徒が日中の大半の時間を過ごす学校や園に、日常的に自然と触れ合える場を設け、発達年齢に応じて例えばそこでの取組を通じて自然共生社会とは何か、どのような行動が必要かなどのことを体験的に学ぶ場です。

しかし、例えば今の「小学校施設整備指針」では、ビオトープについて「必要に応じて付加・考慮することが『有効』なもの」との記載にとどまり、『重要』と位置付けられていません。『有効』と『重要』は、位置付けが大きく異なり、『重要』は、「標準的に備えることが『重要』」を意味します。「幼稚園施設整備指針」、「中学校施設整備指針」、「特別支援学校施設整備指針」のいずれにおいても、ビオトープは『有効』との記載にとどまっています。「高等学校施設整備指針」については、「ビオトープ」の記述自体がありません。

- 全国の学校・園での「ビオトープ」の整備推進に向け、
- ①「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「特別支援学校」の各学校施設整備指針における「ビオトープ」の位置付けの『有効』から『重要』への格上げ、
 - ②高等学校施設整備指針について、「ビオトープを計画することが重要である」との追記をお願いいたします。

指針の改定案（例）－「小学校施設整備指針」の場合－

現在の指針

4 屋外学習施設

- (1) 観察、実習等のための適切な植物、魚、動物等を選択し、組み合わせて計画することが重要である。
- (2) 水生植物、水生動物等の観察を行うことのできるような小川、池等を設ける場合は、適切な水深等とし、水質の保全に留意して計画することが重要である。
- (3) 敷地内に地域の自然を確保した生物の生息空間（ビオトープ）を計画することも有効である。



指針改定案（例）

4 屋外学習施設

- (1) 敷地内に地域の自然を確保した生物の生息空間（ビオトープ）を計画することが重要である。
- (2) 観察、実習等のための適切な植物、魚、動物等を選択し、組み合わせて計画することも有効である。
- (3) 水生植物、水生動物等の観察を行うことのできるような小川、池等を設ける場合は、適切な水深等とし、水質の保全に留意して計画することが重要である。

<参考資料>



東京ゆりかご幼稚園（東京都）



琉球大学博物館 特別支援学校（沖縄県）



大阪市長瓜破西小学校（大阪府）



千葉市立稲毛第二小学校（千葉県）



福島大学附属中学校（福島県）



登美丘西こども園（大阪府）

(公財)日本生態系協会では、学校・園庭ビオトープの普及のため、1999年度から隔年で全国コンクール、発表会を開催しています。今年度（2026年2月8日）、第14回目の発表会を開催する予定です。写真は過去の受賞校・園の一部です。

写真出典：全国学校・園庭ビオトープコンクール報告書、会報「エコシステム」2024年1月号

4. 学校における外部人材活用の一環としての、自然環境教育分野での各地域の「こども環境管理士」及び「ビオトープ管理士」の採用促進

【文部科学省・こども家庭庁関係】

学校教育に期待されるニーズが多様化・専門化する一方、学校における働き方改革も急務となっています。こうした状況下においてなお、児童・生徒にとってよりよい教育環境を実現するためには、地域の外部人材の活用が重要となります。自然環境教育もその一分野です。

日本生態系協会では、「こども環境管理士」及び「ビオトープ管理士」という資格制度を設け、児童・生徒の自然環境学習に関し、専門の立場から現場でサポートできる人材の育成に取り組んでいます。「こども環境管理士」は現在全国に3,353名、「ビオトープ管理士」は全国に16,841名存在し、各地で地域に密着しつつ、様々な自然環境の保全・再生に向けた活動を展開しています。

各学校における自然環境教育の充実に向け、外部人材活用の一環としての、各地域の「こども環境管理士」及び「ビオトープ管理士」の採用の促進、必要な予算の措置をお願いいたします。

5. ネイチャーポジティブの効率的・効果的実現に向けた「ビオトープ管理士」の行政発注業務でのより一層の採用

【国土交通省・農林水産省・環境省関係】

日本生態系協会では、持続可能な社会の実現を目指す技術者である「ビオトープ管理士」の育成に、平成9年度（1997年度）から取り組んでいます。この結果、現在、16,841名のビオトープ管理士が誕生し、全国各地、各方面で活躍しています。

この資格の取得には、生物多様性の維持・回復等に関する知識・技術、その応用力、社会経済の観点も含めた評価力、また、法律に関する知識、さらに、持続可能な社会実現に向けた高い倫理観が求められます。

「1級ビオトープ施工管理士」、「1級ビオトープ計画管理士」は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格（国土交通省登録資格）とされ、また、「ビオトープ管理士資格試験」「ビオトープ管理士セミナー」は、環境教育等促進法に基づき、それぞれ環境人材認定事業、環境人材育成事業に登録されています。そして、その専門性の高さ等から信頼を頂き、公的な入札条件や評価の対象として活用されている場合があります。

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議で、新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。それを受け日本は、2021年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030年までに生物多様性の損失を止め反転させること（ネイチャーポジティブ）、そして、陸域と海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること（30by30）を目標として掲げました。

2030年ネイチャーポジティブの効率的・効果的実現に向け、行政発注業務等での「ビオトープ管理士」のより一層の採用が望まれます。

①国土交通省、農林水産省、環境省等の行政発注業務において、「ビオトープ管理士」のより一層の採用に向け、入札に当たってのア) 管理技術者・配置技術者の要件としての採用、イ) ビオトープ管理士資格保有者数が多い入札参加企業・団体に対する審査に当たっての加減、

②国（国土交通省、農林水産省、環境省等）から地方自治体の関係部局に対し、地方自治体発注業務において、「ビオトープ管理士」を、①のア) イ) のように、入札条件に含めることが適当である旨の助言・情報提供をお願いいたします。

以上